

## 令和元年度の一人親世帯/多子世帯の授業料免除の換算について

令和元年度の本学における授業料免除において、一人親世帯または多子世帯の学部学生に対し、一般世帯の学生より予算の範囲内で上乗せした授業料免除を実施していました。

令和元年度は、本学における家計基準の所得割額段階表で「Ⅱ」に該当する半額免除適格者に対し、前学期に95%額免除、後学期に92%額免除を実施しました。

また、本学における家計基準の所得割額段階表で「Ⅲ」に該当する1/4額免除適格者に対し、前学期に47.5%額免除、後学期に46%額免除を実施しました。

- ◎ **令和元年度 家計基準の所得割額段階表で「Ⅱ」に該当する半額免除適格者の一人親世帯または多子世帯【半額免除+上乗せ額】**

$$(前学期 95\% + 後学期 92\%) \div 2 = \boxed{93.5\%}$$

令和元年度の実績として、年間で93.5%額の免除を行いました。令和2年度に実施する、新制度における授業料免除と令和元年度における一人親世帯または多子世帯における学部学生に対する授業料免除額の差額について、本学予算を考慮し以下のとおり換算します。

### 令和元年度における授業料免除実績を「90%額免除(9/10額免)」として換算

- ◎ **令和元年度 家計基準の所得割額段階表で「Ⅲ」に該当する半額免除適格者の一人親世帯または多子世帯【1/4額免除+上乗せ額】**

$$(前学期 47.5\% + 後学期 46\%) \div 2 = \boxed{46.75\%}$$

令和元年度の実績として、年間で46.75%額の免除を行いました。令和2年度に実施する、新制度における授業料免除と令和元年度における一人親世帯または多子世帯における学部学生に対する授業料免除額の差額について、本学予算を考慮し以下のとおり換算します。

### 令和元年度における授業料免除実績を「45%額免除(9/20額免)」として換算